

小野町笑顔とがんばり子育て応援金贈呈

～小野町に元気な赤ちゃんが誕生しました～



贈呈されたイスと絵本セット

この応援金は町を挙げて次代を担う新たな町民の誕生を祝福し、出生児の健やかな成長を願って、町勢の発展と住民福祉の向上を目的に贈られるものです。本来であれば贈呈式を開催し、出生児の誕生をお祝いするところですが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため贈呈式は中止し、「応援金」と町有林間伐採材で作られた「おめでたいっすー」、そして読書にふれてもらうための「絵本セット」を贈りました。



贈呈されたお子さんは次のとおりです。(敬称略)

宮川	巧詢(反町)
吉田	優心(大八)
助川	湮(大八)
小山	優和(中通)
齋藤	晴仁(中通)
渡邊	糸葉(飯豊中)

「児童手当現況届」の提出を忘れずに！

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」の提出が義務付けられています。これは、受給者が引き続き手当を受けることができる要件(健康保険の加入状況や児童の扶養状況など)を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が支給されなくなりますので忘れずに手続きをしましょう。

なお今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送での提出としますのでご協力をお願いします。

◆提出期限

6月30日(火)まで

◆提出先

子育て支援課

◆提出書類

①現況届(案内通知に同封しています)

②受給者の健康保険証の写し

③その他必要な書類

※詳しくは、現況届の案内通知をご覧ください。

☎子育て支援課 ☎72-2212

不動産取得税についてのお知らせ

不動産取得税は、売買・贈与などで新たに不動産を取得したときや家屋を新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし、相続により取得したときには課税されません。納める税額は、取得した不動産の固定資産評価額の3%(住宅以外の家屋は4%)となります。

なお住宅や住宅用土地の取得については、一定の要件を満たしている場合、軽減措置が適用されますが、軽減申請が必要です。(住宅の取得に対する特例として住宅用土地を令和3年3月31日までに取得した場合、該当する土地の価格を2分の1にする特例があります。)

また子育て支援策の一環として、三世代以上の方が県内で同居または近居する住宅を平成29年4月1日から令和7年3月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により軽減します。

手続きに必要な書類など詳しくは、県中地方振興局県税課または県税務課までお問い合わせください。

☎県中地方振興局県税課 ☎024-935-1254

☎県税務課 ☎024-521-7068

福島県税務課

検索